

行政委員会委員報酬 に関する資料

日時：平成22年8月17日（火）午後2時～
場所：大阪市役所 7 階 市会第 4 委員会室

- - - 目 次 - - -

○本年4月から報酬の見直しを行った自治体の考え方

・ 神奈川県	1
・ 静岡県	9
・ 浜松市	13
・ 青森県	17
・ 熊本県	19

○上記の考え方等に基づいた場合の本市の報酬額

・ 行政委員会委員報酬検討資料	21
-----------------------	----

(参考)

・ 滋賀県の行政委員会委員に対する月額報酬の支給差し止め を求めた訴訟経過	25
・ 滋賀県に対して大阪高裁判決で示された基準	27
・ 地方自治法（抜粋）	31

1 月額・日額の判断

地方自治法の趣旨から、月額支給とすることができる特別な事情がある場合を除き、原則日額支給とすべき。

なお、月額支給とする特別な事情がある行政委員は次のとおりとする。

- ① 識見を有する者のうちから選任された非常勤の監査委員
現行の勤務実態として勤務日数が多く、自己活動への制約が非常に大きいこと
- ② 公安委員会委員
現行の勤務実態として勤務日数が多く、職務内容等に照らし、職責が非常に重いこと

2 具体の報酬額の判断（別紙参照）

- ① 月額で報酬を支給すべきと判断するもの
改正前の報酬月額を基本とする。ただし、現在の財政状況を踏まえ、月額支給である常勤の行政委員が給料月額の10%を減額していることから、同様に報酬月額の10%を特例として減額する。
- ② 日額で報酬を支給すべきと判断するもの
 - ・ 委員長等の報酬日額は、常勤の行政委員の給料月額を基礎に1日あたりの額を算定して、これをもって報酬日額とする。
 - ・ 委員の報酬日額は、現行の委員長等加算が10%程度であることから、委員長等の報酬日額を割り戻して報酬日額とする。
 - ・ 委員の職務上、弁護士など国家試験等による特定の資格が必要となる場合は、その資格を有している委員の報酬日額に2万円を加算できることとする。
 - ・ 委員会出席等以外で、個別に事前調整、資料作成等を行った場合は、一定の基準を定め、勤務日数に加算できることとする。

3 実施時期

平成22年4月1日から適用。

(別紙)

① 月額で報酬を支給するもの

行政委員会		改正前の報酬月額	改正後の報酬月額
識見を有する者のうちから選任された非常勤の監査委員		600,000円	540,000円
公安委員会	委員長	390,000円	351,000円
	委員	360,000円	324,000円

② 日額で報酬を支給するもの

行政委員会		改正前の報酬月額	改正後の報酬日額
教育委員会	委員長	390,000円	41,400円
	委員	360,000円	37,600円
選挙管理委員会	委員長	360,000円	41,400円
	委員	325,000円	37,600円
県議会議員のうちから選任された監査委員		185,000円	37,600円
人事委員会	委員長	390,000円	41,400円
	委員	360,000円	37,600円
労働委員会	会長	390,000円	41,400円
	公益委員	360,000円	37,600円
	労働者委員	255,000円	37,600円
	使用者委員	255,000円	37,600円
収用委員会	会長	264,000円	41,400円
	委員	222,000円	37,600円
海区漁業調整委員会	会長	148,000円	41,400円
	委員	97,000円	37,600円
内水面漁場管理委員会	会長	53,000円	41,400円
	委員	38,000円	37,600円

※ 委員の職務上、国家試験などによる特定の資格が必要となる場合は、その資格を有している委員の報酬日額に2万円を加算できることとする。

※ なお、委員会出席等以外で、個別に事前調整、資料作成等を行った場合は、一定の基準を定め、勤務日数に加算できることとする。

行政委員会の委員報酬に関する考え方

(1) 基本的な考え方

- ・ 本県を含め多くの地方公共団体では、月額による報酬の支給を基本として運用してきたが、行政委員会設置当時から社会情勢や、経済状況が大きく変化し、県政に対する県民の目も一段と厳しくなっている中で、県では職員給与の減額措置などを行っており、税の使い道として、行政委員の報酬の見直しについての関心が高まっている。
- ・ 実際の行政委員の活動状況を見てみると、月数日に達しない勤務に月額報酬を支払っているが、一般の県民には理解し難いものとなっている。
- ・ こうした状況を踏まえ、神奈川県の行政委員会の委員報酬は、地方自治法第203条第2項の規定のとおり、原則として日額とし、その上で特別な事情が存在する場合のみ、日額によらないで支給することができることとする。

(2) 日額によらないで支給することができる特別な事情の考え方

条例で特別な定めをして月額とすることができる特別な事情を判断するに当たり、①勤務の形態が、常勤の職員と同程度と認められるかどうか、②職務の位置付け、内容、責任の度合い等に特別の事情があると認められるかどうか、について、行政委員会ごとに総合的に判断。

ア 勤務の形態が、常勤の職員と同程度と認められるかについて

行政委員など、一定の職責を担う者の勤務形態については、事務職員の勤務形態と一律同様に論ずることは難しいため、勤務の形態が常勤の職員と同程度と認められるかどうかについては、法律顧問、参与などの特別職、あるいは一般職のうち民間人登用の所属長など、一定の責任ある職務に従事し、非常勤ながらも一定程度、定期的に勤務している実態から、その報酬を月額で支給している職員の勤務状況を参考に判断。

イ 職務の位置付け、内容、責任の度合い等に特別の事情があると認められるかについて

当該委員に就任した事により、兼業が禁止されるなど、本業（自己活動）が制約されたり、委員個人に対する訴訟、苦情等が寄せられるなど、極めて思い職責が課せられるような場合には、日額によらない特別な事情が存在すると考えられることから、委員の選出方法、公務優先に伴う自己活動の制約、処分権限の度合、職員の任命権及び職員数権限や責任に起因する訴訟や苦情等から評価する。

(3) 各行政委員会の特別な事情の評価

ア 教育委員会

(7) 勤務実態について

委員長については、1ヶ月あたりの平均勤務日数及び1回の委員会等に要する時間が比較的多く、一定程度、定期的に勤務している実態は、常勤職員の勤務実態と同様と認められる。

一方、委員については、1ヶ月あたりの平均勤務日数が比較的少なく、1回の委員会等に要する時間が比較的多いものの、その実態は、常勤職員の勤務実態と同様とまでは言えない。

(イ) 職務について

教育という大多数の県民に関する職務内容であり、委員への制約や負担も大きく、職責が重いと認められる。

(ウ) 特別な事情に関する総合的な評価について

勤務実態及び職務について、総合的に評価した結果、委員長においては、現行の勤務実態として勤務日数が比較的多く、また、職務についても、職責は重いが、常勤の教育長が置かれていることも踏まえ、日額によらない特別な事情があるとまでは認められない。

委員においては、委員長と同様に、職務について、職責は重いが、現行の勤務実態として勤務日数が常勤職員の勤務実態と同様とまでは言えず、日額によらない特別な事情があるとまでは認められない。

イ 公安委員会

(7) 勤務実態について

委員長及び委員ともに、1ヶ月あたりの平均勤務日数が多く、また、1回の委員会等に一定の時間を要しており、一定程度、定期的に勤務している実態は、常勤職員の勤務実態と同様と認められる。

(イ) 職務について

県警察を管理し、警察行政を通して、県民全般の安全に関わる職務内容であり、緊急性、重要性を有する場合には昼夜を問わず公務を最優先し、さらに公安委員会に対する不満、逆恨みなどに起因する嫌がらせなどがあり、委員の自己活動への制約や負担は大きく、職責が非常に重いと認められる。

(ウ) 特別な事情に関する総合的な評価について

勤務実態及び職務について、総合的に評価した結果、現行の勤務実態として勤務日数が多く、また、職務内容に照らし、職責が非常に重いことから、日額によらない特別な事情があると認められる。

ウ 選挙管理委員会

(ア) 勤務実態について

委員長及び委員ともに、1ヶ月あたりの平均勤務日数及び1回の委員会等に要する時間が比較的少なく、その勤務実態は、常勤職員の勤務実態と同様とは言えない。

(イ) 職務について

県議会における選挙により選出され、民主政治の根幹である、選挙の公平、中立性に関わる職務内容であり、日常の選挙活動、政党活動が制限されるなどの制約があり、職責は重いと認められる。

(ウ) 特別な事情に関する総合的な評価について

勤務実態及び職務について、総合的に評価した結果、職責が重いが、現行の勤務実態として勤務日数が比較的少ないことから、日額によらない特別な事情があるとまでは認められない。

エ 監査委員

(ア) 勤務実態について

識見を有する者から選出された非常勤の委員については、1ヶ月あたりの平均勤務日数及び1回の委員会等に要する時間が比較的多く、一定程度、定期的に勤務している実態は、常勤職員の勤務実態と同様と認められる。

一方、県議会議員のうちから選任された委員については、1回の委員会等に要する時間が比較的多いものの、1ヶ月あたりの平均勤務日数は中程度であり、その実態は、常勤職員の勤務実態と同様とまでは言えない。

(イ) 職務について

識見を有する者から選出された非常勤の委員については、本監査、住民監査請求などの対応日数、復命の起案などに相応の時間を要し、監査委員としての活動が委員の自己活動への大きな制約となっている。

一方、県議会議員のうちから選任された委員については、自己活動への制約は比較的少ないが、両委員とも職責は重いと認められる。

(ウ) 特別な事情に関する総合的な評価について

識見を有する者から選出された非常勤の委員については、現行の勤務実態として勤務日数が比較的多く、また、職務について、自己活動への制約が非常に大きいことから、日額によらない特別な事情があると認められる。

一方、県議会議員のうちから選任された委員については、職責が重い、現行の勤務実態として勤務日数が常勤職員の勤務実態と同様とまでは言えないことから、日額によらない特別な事情があるとまでは認められない。

オ 人事委員会

(ア) 勤務実態について

委員長については、1ヶ月あたりの平均勤務日数が比較的多く、また、1回の委員会等に、一定の時間を要しており、その実態は、常勤職員の勤務実態と同様と認められる。

一方、委員については、1ヶ月あたりの平均勤務日数及び1回の委員会等に要する時間が一定程度あるものの、その実態は、常勤職員の勤務実態と同様とまでは言えない。

(イ) 職務について

人事行政に関する行政的権限、立法的権限、準司法的権限を有しており、職責は重いと認められる。

(ウ) 特別な事情に関する総合的な評価について

委員長においては、現行の勤務実態として勤務日数が比較的多く、職務について、職責は重いが、日額によらない特別な事情があるとまでは認められない。委員においては、職務について、職責は重いが、現行の勤務実態として勤務日数が常勤職員の勤務実態と同様とまでは言えないことから、日額によらない特別な事情があるとまでは認められない。

カ その他の委員会（労働・収用・海区漁業調整・内水面漁場管理）

特別な事情に関する総合的な評価について

勤務実態及び職務について、総合的に評価した結果、会長及び委員ともに職務について、職責は重いが、日額によらない特別な事情があるとまでは認められない。

(4) 報酬月額について

公安委員会委員及び監査委員のうち識見を有する者から選出された非常勤の委員については、月額支給とすることができる特別な事情があると認められることから、従来どおり月額制を妥当とし、改正前の報酬月額のままとする。

ただし、現在の県財政の非常事態ともいえるべき状況から、月額支給である常勤の特別職の給与については20%～10%の減額措置を行っていることを鑑み、月額報酬とする行政委員についても、同様に減額措置を行うものとする。

なお、その減額率は、常勤監査委員の減額率である10%が適当である。

(5) 報酬日額について

国の行政委員の非常勤委員の報酬日額は、同じ常勤委員の俸給月額を元に算出しており、同様の算出方法で日額を設定する。

＜委員長加算＞

委員長又は会長については、その職責を鑑み、他の委員に比して加算する。なお、現行の月額報酬額における委員長又は会長と委員との差については、教育委員会、公安委員会及び人事委員会では8%程度であり、収用委員会では18%程度であることを鑑み、加算率については10%が適当である。

＜資格職加算＞

委員の職務上、弁護士や公認会計士等、国家試験などによる特定の資格が必要となる者が委員となる場合には、委員の本業に係る業務活動が制約されることに鑑み、その費用弁償的な側面から、基準となる報酬額に2万円を加算できるようにする。

＜事前準備等加算＞

委員会出席、行事出席以外で、個別に、委員が利害関係者等との調整を行ったり、調停等に関する資料作成等を行ったりした場合など、あらかじめ各委員会と協議の上指定された業務を行ったと判断した場合に限り、業務量に応じて日数を加算する。

＜報酬日額の算出方法＞

- ・ 委員長又は会長については、県の常勤監査委員の報酬月額を用いて日額を設定する。

常勤監査委員の報酬月額 790,000 円 — A

常勤監査委員の地域手当（月額） 79,000 円 — B

$(A + B) \div 21 \text{ 日} = \underline{41,400 \text{ 円}} \cdots \cdots \text{委員長又は会長の日額}$

- ・ 委員については、委員長又は会長の日額から、委員長加算10%分を割り戻して算出する。

$41,400 \text{ 円} \div 110 \times 100 = \underline{37,600 \text{ 円}} \cdots \cdots \text{委員の日額}$

1 月額・日額の判断

日額報酬を原則とする地方自治法の規定、報酬の謝金的性格、県の財政状況や県民感覚を勘案し、すべての行政委員会委員報酬を日額とする。

2 具体の報酬額の判断（別紙参照）

行政委員会の執行機関としての同質性の観点から、日額報酬単価は各委員とも同一とし、委員長又は会長については、その職責等を考慮して加算する。

支給対象日は定例会、臨時会など実績が客観的に確認できる委員会としての公式活動を行った日とする。

3 実施時期

平成 22 年 4 月 1 日から適用。

(別紙)

行政委員会		改正前の報酬月額	改正後の報酬日額
教育委員会	委員長	240,000円	38,900円
	委員	226,000円	35,400円
選挙管理委員会	委員長	226,000円	38,900円
	委員	215,000円	35,400円
非常勤の監査委員		149,000円	35,400円
人事委員会	委員長	250,000円	38,900円
	委員	235,000円	35,400円
公安委員会	委員長	240,000円	38,900円
	委員	226,000円	35,400円
労働委員会	会長	250,000円	38,900円
	公益委員	235,000円	35,400円
	その他の委員	210,000円	35,400円
収用委員会	会長	170,000円	38,900円
	委員	144,000円	35,400円
海区漁業 調整委員会	会長	75,000円	38,900円
	委員	64,000円	35,400円
内水面漁場 管理委員会	会長	64,000円	38,900円
	委員	59,000円	35,400円

行政委員会の委員報酬に関する考え方

(1) 基本的な考え方

静岡県の非常勤の行政委員会委員の報酬は、現在、すべての委員に対して月額報酬が支給されているが、行政委員会設置から50年以上経過したその報酬の在り方について、知事から意見を求められた。

審議においては、各行政委員会事務局からヒアリングを行ったほか、地方自治法の規定の背景や経緯を調査するなど様々な角度から検討を行い、6回にわたって議論を重ねてきた。

審議の過程では、行政委員会をいかなるものとするか、委員の職務・職責をどのように捉えるかという点で、適正な人材確保を重視する立場と謝金的性格、現代の行政改革や財政逼迫の支店を重視する立場に分かれた。

この相違に加えて、行政委員会の種類によりその機能や仕事量に差異があること、事前準備等の活動量を定量的に把握する方法を見出し難いことなどが、意見集約を更に困難なものにした事情がある。

知事からの諮問は、答申を求めるものではなく意見を求めているものであることから、あえて統一の見解に集約せず、審議の過程で示された様々な意見をありのままに併記することが、本審議会に課された使命に真摯に応えることであるとの判断に至った。

(2) 日額により支給することが適当な委員会

ア 2委員会を日額報酬とすることが適当

(海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会)

委員の職務の特殊性や職責の重さ、人材確保の観点などを勘案し、すべての行政委員会は月額報酬を基本として考えるべきであるが、活動頻度が月1日に満たないほど著しく低い委員会については、例外的に日額報酬とする。

イ 5委員会を日額報酬とすることが適当

(選挙管理委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会)

活動頻度が月2日に満たない委員会、あるいは年単位、月単位での業務の繁閑が大きく、申請によって業務が発生する性格を有する調停機能型委員会(労働委員会、収用委員会)又は選挙によって業務が発生する性格を有する固有業務型委員会(選挙管理委員会)は日額報酬とする。

ウ 7委員会(8委員会)を日額報酬にすることが適当

(選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収容委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会(、教育委員会))

日額報酬を原則とする地方自治法の規定、報酬の謝金的性格、県の財政状況や県民感覚を勘案し、日額報酬を基本として考えるべきであるが、相

当程度の活動頻度があり、業務の恒常性が高い組織運営型委員会（教育委員会、公安委員会）については例外的に月額報酬を維持する。

エ 全9委員会を日額報酬にすることが適当

日額報酬を原則とする地方自治法の規定、報酬の謝金的性格、県の財政状況や県民感覚を勘案し、全ての委員会を日額報酬とする。

(3) その他報酬の支給方法に関する意見

- ・ 委員の職責の重さや高度な専門的知識などを月額報酬で評価し、実績が客観的に把握できる活動を日額報酬で評価するということも考えられる。
- ・ 委員会によっては、委員が職務に従事した1事案ごとの実績に応じて報酬を支給するという事も考えられる。

(4) 報酬日額について

行政委員会委員の職務内容や職責の重さは常勤・非常勤の勤務形態の違いに伴う差異はないことから、静岡県の行政委員会の常勤委員（人事委員会、監査委員）の給料月額を常勤の1ヶ月あたりの基本勤務日数で割り戻した額とする。

行政委員会の執行機関としての同質性の観点から日額報酬額は各委員会とも同一とする。

<委員長加算>

委員長又は会長については、その職責等を考慮して改正前の月額報酬額が平均10%程度上乗せされていることに鑑み、日額報酬単価を10%加算した額とする。

<報酬日額の算出方法>

- ・ 静岡県の常勤の行政委員（人事委員会、監査委員）の給料月額を1ヶ月の基本勤務日数（21日）で割り戻す。

$$\begin{array}{rcccl} \text{(常勤委員の報酬月額)} & & \text{(1ヶ月の基本勤務日数)} & & \text{(日額報酬単価)} \\ 743,000 \text{ 円} & \div & 21 \text{ 日} & = & \underline{35,400 \text{ 円}} \end{array}$$

- ・ 委員長又は会長については、委員の日額に10%分加算する。
- $$\begin{array}{rcccl} \text{(委員の日額報酬単価)} & \text{(10\%分)} & \text{(委員長又は会長の日額報酬単価)} \\ 35,400 \text{ 円} & \times 110/100 & = & \underline{38,900 \text{ 円}} \end{array}$$

(5) その他報酬の額に係る意見

- ・ 委員が弁護士、公認会計士等高度な専門的知識を有する場合には、その社会的評価に見合った報酬額とするため、一定額を加算することも考えられる。
- ・ 委員会としての公式活動を行った日であっても、その活動時間が極めて短い場合には、日額報酬額を別に定めることも考えられる。

1 月額・日額の判断

原則として、すべての行政委員会の非常勤の委員の報酬を日額で設定する。

なお、月額支給とする特別な事情がある行政委員会は次のとおり。

- ・ 監査委員
- ・ 農業委員会

2 具体の報酬額の判断（別紙参照）

- ・ 特別職である執行機関の委員の職務に相応しい額とする。
- ・ 原則として、執行機関の別により、報酬額に差をつけない。
- ・ 行財政改革推進の観点から、現行の総報酬額を上回らない。
- ・ 政令指定都市中最低水準を維持する。

3 実施時期

平成 22 年 4 月 1 日から適用。

(別紙)

① 月額で報酬を支給するもの

行政委員会		改正前の報酬月額	改正後の報酬月額
監査委員	識見を有する者から選任された 公認会計士(常勤の者を除く)	250,000円	238,000円
	市議会議員から選任された者	47,000円	45,000円
農業委員会	会長	75,000円	72,000円
	副会長	52,000円	49,000円
	部会長	52,000円	49,000円
	委員	43,000円	41,000円

② 日額で報酬を支給するもの

行政委員会			改正前の報酬月額	改正後の報酬日額
教育委員会	委員長		110,000円	27,000円
				※委員の活動が1.5時間未満の場合 日額 18,000円
	委員		81,000円	21,000円
				※委員の活動が1.5時間未満の場合 日額 14,000円
選挙管理委員会	市	委員長	81,000円	27,000円
				※委員の活動が1.5時間未満の場合 日額 18,000円
		委員	59,000円	21,000円
				※委員の活動が1.5時間未満の場合 日額 14,000円
	区	委員長	60,000円	27,000円
				※委員の活動が1.5時間未満の場合 日額 18,000円
		委員	45,000円	21,000円
				※委員の活動が1.5時間未満の場合 日額 14,000円
人事委員会	委員長		143,000円	27,000円
				※委員の活動が1.5時間未満の場合 日額 18,000円
	委員		123,000円	21,000円
				※委員の活動が1.5時間未満の場合 日額 14,000円
固定資産評価 審査委員会	委員長		10,300円	10,000円
	委員		9,300円	9,000円

行政委員会の委員報酬に関する考え方

(1) 基本的な考え方

行政委員会の委員は非常勤の職であることから、報酬は、生活給としての意味は有さず、純粋に勤務実績に対する反対給付であるものであり、原則として、非常勤の委員の報酬を日額での設定に見直す。

(2) 日額によらないで支給することができる特別な事情の考え方

- ・ 勤務実態が常勤職員と比較して同等と認められる場合。
- ・ 資格に基づく高度な専門性が要求される場合。
- ・ 専門的な職務に従事する者で、日額では語りえない特殊性がある場合。
(監査委員)
- ・ 日常的な活動が中心となり、機関としての意思決定をすることが活動の中心となる執行機関との著しい差異が認められる場合。(農業委員会)

(3) 各行政委員会の特別な事情の評価

ア 監査委員

(1) 公認会計士

勤務の実態が常勤職員と比較して同等とまでは認められないが、執行機関の委員としての活動において資格に基づく活動が要求されるため、日額によらない特別な事情があると認められる。

(2) その他

勤務の実態が常勤職員と比較して同等とまでは認められないが、専門的な職務に従事しており、日額では語りえない特殊性を有するため、日額で設定することについては、今後の課題とする。

イ 農業委員会

日常的な活動が中心であり、機関としての意思決定をすることが活動の中心となる執行機関との著しい差異を有するため、日額で設定することについては、今後の課題とする。

(4) 報酬月額について

改正前の月額報酬を基本とするが、行財政改革推進の観点から、改正前の月額報酬を5%下回る額とする。

21年度中に既に額の引下げを実施した農業委員会については、当該引下げ前の額より5%下回る額とする。

(5) 報酬日額について

改正前の報酬額から平成20年度（選挙管理委員会についてはより活動実績の多い平成21年度とする。）の活動実績に基づいた延べ活動回数で割り戻した額を算出し、これとの均衡を図る中で日額報酬を決定する。また、総額で、現行より5%下回る額とする。

日額報酬は新たに日額で設定することとなるすべての行政委員会を通じて統一の額とする。

既に日額で設定しているものについては、現行の額より5%下回る額とする。

行政委員会の活動時間を考慮し、1.5時間未満である場合には、日額報酬は別に定める。この場合、基本日額の支給対象となる活動の平均時間が2.5時間となっており、別に定める日額は、活動時間の区分が1.5時間未満と、その2/3程度となっていることを考慮し、基本日額の2/3の額とする。

＜委員長加算＞

委員長又は会長については、その職責を考慮し、委員の額を20%上回る額とする。

＜支給要件＞

報酬の支給対象となる勤務は、行政委員会委員としての活動を行った場合に限るものではあるが、具体的な支給要件、支給方法等については、審議会は判断しない。

＜日額報酬の算定方法＞

(現行の総報酬額 × (1-0.05)) ÷ 平成20年度の延べ活動回数を求め、1000円単位で整理した額。

＜報酬の算出方法＞

- ・ 現行の月額報酬の1/2を月額報酬として支給し、会議に出席した場合は、日額9,800円の附属機関の委員との職責を勘案し、およそ2倍とした日額報酬を支給する。

（委員長又は会長の場合）

$$1\text{ヶ月の報酬} = \text{月額報酬} + (20,000\text{円} \times \text{会議の出席日数})$$

- ・ 委員の日額については、現行の月額報酬の委員長又は会長との差異と均衡を図り、10%分を割り戻して算出する。

（委員の場合）

$$1\text{ヶ月の報酬} = \text{月額報酬} + (18,000\text{円} \times \text{会議の出席日数})$$

実施時期

平成22年4月1日から適用。

行政委員会		改正前の 報酬月額	改正後の報酬	
			月額	日額
教育委員会	委員長	197,000円	98,000円	20,000円
	委員	178,000円	89,000円	18,000円
選挙管理委員会	委員長	192,000円	96,000円	20,000円
	委員	169,000円	84,000円	18,000円
監査委員	識見を有する者	178,000円	89,000円	18,000円
	議選	101,000円	50,000円	18,000円
人事委員会	委員長	197,000円	98,000円	20,000円
	委員	178,000円	89,000円	18,000円
公安委員会	委員長	197,000円	98,000円	20,000円
	委員	178,000円	89,000円	18,000円
労働委員会	会長	197,000円	98,000円	20,000円
	会長代理	183,000円	91,000円	18,000円
	公益委員	169,000円	84,000円	18,000円
	労使委員	151,000円	75,000円	18,000円
収用委員会	会長	73,000円	36,000円	20,000円
	委員	64,000円	32,000円	18,000円
海区漁業 調整委員会	会長	55,000円	27,000円	20,000円
	委員	47,000円	23,000円	18,000円
内水面漁場 管理委員会	会長	55,000円	27,000円	20,000円
	委員	47,000円	23,000円	18,000円

<報酬の算出方法>

- ・ 現行の月額報酬の1/3を月額報酬として支給し、会議に出席した場合は日額報酬を支給する。

・ 日額報酬

(常勤監査委員の月額報酬) (1ヶ月) (委員長、会長の日額単価)

$$770,000 \text{ 円} \div 30 = 25,700 \text{ 円}$$

(委員長、会長の日額単価) 10%減 (委員の日額単価)

$$25,700 \text{ 円} \times 0.9 = 23,100 \text{ 円}$$

$$1 \text{ ヶ月の報酬} = \text{月額報酬} + (25,700 \text{ 円} \times \text{会議の出席日数})$$

実施時期

平成22年4月1日から適用。

行政委員会		改正前の 報酬月額	改正後の報酬	
			月額	日額
教育委員会	委員長	257,000円	86,000円	25,700円
	委員	182,000円	61,000円	23,100円
選挙管理委員会	委員長	189,000円	63,000円	25,700円
	委員	151,000円	50,000円	23,100円
監査委員	識見を有する者	216,000円	72,000円	25,700円
	議選	97,000円	32,000円	23,100円
人事委員会	委員長	216,000円	72,000円	25,700円
	委員	182,000円	61,000円	23,100円
公安委員会	委員長	216,000円	72,000円	25,700円
	委員	182,000円	61,000円	23,100円
労働委員会	会長	219,000円	73,000円	25,700円
	公益委員	182,000円	61,000円	23,100円
	労働者委員	165,000円	55,000円	23,100円
	使用者委員	165,000円	55,000円	23,100円
収用委員会	会長	129,000円	43,000円	25,700円
	委員	109,000円	36,000円	23,100円
海区漁業 調整委員会	会長	66,000円	22,000円	25,700円
	委員	54,000円	18,000円	23,100円
内水面漁場 管理委員会	会長	45,000円	15,000円	25,700円
	委員	36,000円	12,000円	23,100円

○ 行政委員会委員報酬検討資料

区 分		現行		他の自治体の考え方に基づいた場合の報酬額									
				神奈川県		静岡県		浜松市		青森県		熊本県	
		報酬月額 (※一部日額)	カット後	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額
教育委員会	委員長	439,000	417,000	—	43,000	—	42,900	—	27,000	208,000	20,000	139,000	27,300
	委員 (教育長除く)	364,000	346,000	—	39,100	—	39,000	—	21,000	173,000	18,000	115,000	24,600
市選挙管理委員会	委員長	430,000	409,000	—	43,000	—	42,900	—	27,000	204,000	20,000	136,000	27,300
	委員長代理	355,000	337,000	—	39,100	—	39,000	—	21,000	168,000	18,000	112,000	24,600
	委員	355,000	337,000	—	39,100	—	39,000	—	21,000	168,000	18,000	112,000	24,600
区選挙管理委員会	委員長	156,000	148,000	—	43,000	—	42,900	—	27,000	74,000	20,000	49,000	27,300
	委員長代理	136,000	129,000	—	39,100	—	39,000	—	21,000	64,000	18,000	43,000	24,600
	委員	136,000	129,000	—	39,100	—	39,000	—	21,000	64,000	18,000	43,000	24,600
監査委員	識見委員 (常勤の代表 監査委員除く)	364,000	346,000	328,000	—	—	39,000	346,000	—	173,000	18,000	115,000	27,300
	議選委員	117,000	111,000	—	39,100	—	39,000	111,000	—	55,000	18,000	37,000	24,600
人事委員会	委員長	439,000	417,000	—	43,000	—	42,900	—	27,000	208,000	20,000	139,000	27,300
	委員	364,000	346,000	—	39,100	—	39,000	—	21,000	173,000	18,000	115,000	24,600
農業委員会	会長	86,000	82,000	—	43,000	—	42,900	82,000	—	41,000	20,000	27,000	27,300
	会長職務代理	59,000	56,000	—	39,100	—	39,000	56,000	—	28,000	18,000	19,000	24,600
	委員	51,000	48,000	—	39,100	—	39,000	48,000	—	24,000	18,000	16,000	24,600
固定資産評価 審査委員会	委員長	27,400	26,000	—	43,000	—	42,900	—	26,000	—	20,000	—	27,300
	委員	21,400	20,300	—	39,100	—	39,000	—	20,300	—	18,000	—	24,600

本市常勤監査委員給料月額……820,000円(カット後)

神奈川県	委員長:常勤監査委員給料月額+地域手当の21日割(四捨五入)、委員:委員長の日額×100/110
静岡県	委員:常勤監査委員給料月額の21日割(四捨五入)、委員長:委員の日額×1.1
浜松市	【監査委員、農業委員会、固定資産審査評価委員会】 現行どおり(カット後)
	【上記以外】 (日額)委員長:27,000 委員:21,000 ※浜松市の日額を使用
青森県	(月額)現行報酬月額(カット後)×1/2 (日額)委員長:20,000 委員:18,000 ※青森県の日額を使用
熊本県	(月額)現行報酬月額(カット後)×1/3 (日額)委員長:常勤監査委員給料月額の30日割(四捨五入)、委員:委員長の日額×0.9

○ 行政委員会委員報酬検討資料

区 分		現行		国の非常勤職員の日額に基づいた場合の報酬額								
		報酬月額 (※一部日額)	カット後	国①	国②	国③	国①-2	国②-2	国③-2	国①-3	国②-3	国③-3
教育委員会	委員長	439,000	417,000	35,200	38,700	42,200	35,200	38,700	42,200	35,200	38,700	42,200
	委員 (教育長除く)	364,000	346,000	31,700	35,200	35,200	31,700	35,200	35,200	31,700	35,200	35,200
市選挙管理 委員会	委員長	430,000	409,000	35,200	38,700	42,200	35,200	38,700	42,200	35,200	38,700	42,200
	委員長代理	355,000	337,000	31,700	35,200	35,200	31,700	35,200	35,200	31,700	35,200	35,200
	委員	355,000	337,000	31,700	35,200	35,200	31,700	35,200	35,200	31,700	35,200	35,200
区選挙管理 委員会	委員長	156,000	148,000	35,200	38,700	42,200	17,600	19,400	21,100	11,700	12,900	14,100
	委員長代理	136,000	129,000	31,700	35,200	35,200	15,900	17,600	17,600	10,600	11,700	11,700
	委員	136,000	129,000	31,700	35,200	35,200	15,900	17,600	17,600	10,600	11,700	11,700
監査委員	識見委員 (常勤の代表 監査委員除く)	364,000	346,000	35,200	38,700	42,200	35,200	38,700	42,200	35,200	38,700	42,200
	議選委員	117,000	111,000	31,700	35,200	35,200	17,600	19,400	21,100	11,700	12,900	14,100
人事委員会	委員長	439,000	417,000	35,200	38,700	42,200	35,200	38,700	42,200	35,200	38,700	42,200
	委員	364,000	346,000	31,700	35,200	35,200	31,700	35,200	35,200	31,700	35,200	35,200
農業委員会	会長	86,000	82,000	35,200	38,700	42,200	35,200	38,700	42,200	35,200	38,700	42,200
	会長職務代理	59,000	56,000	31,700	35,200	35,200	31,700	35,200	35,200	31,700	35,200	35,200
	委員	51,000	48,000	31,700	35,200	35,200	31,700	35,200	35,200	31,700	35,200	35,200
固定資産評価 審査委員会	委員長	27,400	26,000	35,200	38,700	42,200	35,200	38,700	42,200	35,200	38,700	42,240
	委員	21,400	20,300	31,700	35,200	35,200	31,700	35,200	35,200	31,700	35,200	35,200

国① 国② 国③	委員長:国の非常勤職員報酬限度額(35,200)、委員:委員長の日額×0.9 委員:国の非常勤職員報酬限度額(35,200)、委員長:委員の日額×1.1 委員:国の非常勤職員報酬限度額(35,200)、委員長:委員の日額×1.2
国①-2、国②-2、国③-2	上記「国①②」のうち、区選管及び監査委員(議選委員)について、現行の報酬月額を考慮し、市選管及び識見委員の日額のそれぞれ1/2の額とする。
国①-3、国②-3、国③-3	上記「国①②」のうち、区選管及び監査委員(議選委員)について、現行の報酬月額を考慮し、市選管及び識見委員の日額のそれぞれ1/3の額とする。

●滋賀県の行政委員会委員に対する月額報酬の支給差し止めを求めた訴訟経過

(地方自治法の規定)

自治体の行政委員会委員の報酬については、地方自治法第203条の2第2項により、報酬は、「その勤務日数に応じてこれを支給する」とこととされており、「ただし書きとして、条例で特別の定(さだめ)をした場合には、この限りではない」と規定。

○ 平成21年1月22日 大津地裁判決

大津地裁の判決では、「条例で特別の定めとして月額報酬制を規定できるのは、勤務の実態が常勤職員と同様にされなければならない場合に限られ、滋賀県の実態は常勤職員と同じとは到底言えず、月額報酬は地方自治法の趣旨に違反している」として、労働委員会、収用委員会、選挙管理委員会の三つの行政委員に支払う報酬の支給の差し止めを命じた。

滋賀県側は、「行政委員会の委員の職務は単なる会議への出席ではなく、また、条例化に特段の制限は課されていない」ため、月額報酬制は違法ではないと主張し、高裁に控訴。

○ 平成22年4月27日 大阪高裁判決

行政委員に対する報酬は、地方自治法上、日額報酬とするのが原則であるが、月額によらないといけない特別な事情がある場合に限り、月額報酬とすることができるとされている。

ただし、月額報酬を採用する特別の事情があったとしても、その後の状況の変化により特別の事情がなくなれば、相当期間内では是正しなければならないとされており、大阪高裁の判決では、「常勤職員と勤務量がほぼ同じか、待機が多い場合などに例外規定が適用できる。」とし、「わずかな勤務日数で月額報酬を支払うのは法に矛盾、抵触して著しく妥当性を欠く」とし、「許された裁量の範囲内を逸脱して違法」と判断。

なお、選挙管理委員長については、「他の委員に比べて勤務日数が多く、月額報酬は裁量の範囲内であり、月額報酬がただちに違法とはいえない」との判断を示した。

滋賀県側は、5月11日に「選挙管理委員長を除く各委員への支出差し止めを命じた大阪高裁の控訴審判決を不服として、現在、最高裁に上告しており、また法令解釈に誤りがあるとして、上告受理の申し立て」も行っている。

※ 裁量の範囲内とした勤務実態の認定については、次のように判断した。

① 平成15年度から20年度の過去6年間について、各行政委員の月当たり平均勤務日数から、平均日額を算定。

② 非常勤の委員に対する国の報酬額の通常限度額は、日額35,300円であることから、①の平均日額と国の日額報酬を比較し、1.36倍となる選挙管理委員長は「微妙」としながらも、「違法とは認定できない」と判断。国と比較して、2.22倍以上になるものについては、違法と判断。

※ 平成15年度から20年度の平均勤務日数として、選管委員長の勤務日数は月5日前後、選挙管理委員長以外の委員の勤務日数は、月1.89日～2.17日とされた。

(参考)

○ 一般職の職員の給与に関する法律
(非常勤職員の給与)

第22条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準じる職にあるもので、常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。事項において同じ。）について、勤務1日につき 35,200円以内（その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては10万円）を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

○ 人事院規則九一一
(常勤を要しない職員の給与)

第2条 給与法第22条第1項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務1日につき27,100円未満の額であるときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。

○滋賀県に対して大阪高裁判決で示された基準(平成21年度実績)

国の非常勤職員の単価との比較

(単位:円)

	月平均 活動日数	報酬額	一日あたり	国との比較	減額後	一日あたり	国との比較	月平均 活動日数 (会議のみ)
教育委員会								
委員長	5.5	439,000	79,818	2.27	417,000	75,818	2.15	1.9
委員	4.8	364,000	75,833	2.15	346,000	72,083	2.05	1.9
市選挙管理委員会								
委員長	3.3	430,000	130,303	3.70	409,000	123,939	3.52	1.1
委員長代理	0.9	355,000	394,444	11.21	337,000	374,444	10.64	0.4
委員	2.7	355,000	131,481	3.74	337,000	124,815	3.55	1.1
区選挙管理委員会								
委員長	3.0	156,000	52,000	1.48	148,000	49,333	1.40	1.4
委員長代理	2.0	136,000	68,000	1.93	129,000	64,500	1.83	1.3
委員	2.0	136,000	68,000	1.93	129,000	64,500	1.83	1.3
監査委員								
委員	6.5	364,000	56,000	1.59	346,000	53,231	1.51	4.3
議選	4.5	117,000	26,000	0.74	111,000	24,667	0.70	4.2
人事委員会								
委員長	4.3	439,000	102,093	2.90	417,000	96,977	2.76	2.8
委員	4.3	364,000	84,651	2.40	346,000	80,465	2.29	2.7
農業委員会								
委員長	6.4	86,000	13,438	0.38	82,000	12,813	0.36	1.0
会長職務代理	4.3	59,000	13,721	0.39	56,000	13,023	0.37	1.0
委員	4.3	51,000	11,860	0.34	48,000	11,163	0.32	1.0
固定資産評価審査委員会								
委員長	8.0	27,400	27,400	0.78	26,000	26,000	0.74	7.8
委員	8.0	21,400	21,400	0.61	20,300	20,300	0.58	7.8

※ 「国との比較」は、国の非常勤職員の日額上限35,200円をもとに算出

※ は、滋賀県に対する大阪高裁の控訴審判決により示された基準(2.22倍)を超えるもの。

○滋賀県に対して大阪高裁判決で示された基準(平成18年～21年度実績)

国の非常勤職員の単価との比較

(単位:円)

	月平均 活動日数	報酬額	一日あたり	国との比較	減額後	一日あたり	国との比較	月平均 活動日数 (会議のみ)
教育委員会								
委員長	4.5	439,000	97,017	2.76	417,000	92,155	2.62	1.9
委員	3.4	364,000	106,277	3.02	346,000	101,022	2.87	2.0
市選挙管理委員会								
委員長	3.3	430,000	129,323	3.67	409,000	123,008	3.49	1.3
委員長代理	2.4	355,000	151,064	4.29	337,000	143,404	4.07	1.1
委員	2.8	355,000	126,786	3.60	337,000	120,357	3.42	1.3
区選挙管理委員会								
委員長	3.1	156,000	50,323	1.43	148,000	47,742	1.36	1.4
委員長代理	2.1	136,000	64,762	1.84	129,000	61,429	1.75	1.4
委員	2.1	136,000	64,762	1.84	129,000	61,429	1.75	1.4
監査委員								
委員	4.9	364,000	74,286	2.11	346,000	70,612	2.01	3.9
議選	4.1	117,000	28,853	0.82	111,000	27,374	0.78	3.9
人事委員会								
委員長	3.8	439,000	115,526	3.28	417,000	109,737	3.12	2.5
委員	2.4	364,000	150,103	4.26	346,000	142,680	4.05	2.4
農業委員会								
委員長	6.4	86,000	13,385	0.38	82,000	12,763	0.36	1.0
会長職務代理	4.3	59,000	13,642	0.39	56,000	12,948	0.37	1.0
委員	4.3	51,000	11,860	0.34	48,000	11,163	0.32	1.0
固定資産評価審査委員会								
委員長	8.0	27,400	27,400	0.78	26,000	26,000	0.74	6.3
委員	8.0	21,400	21,400	0.61	20,300	20,300	0.58	6.3

※ 「国との比較」は、国の非常勤職員の日額上限35,200円をもとに算出

※ は、滋賀県に対する大阪高裁の控訴審判決により示された基準(2.22倍)を超えるもの。

地方自治法（抜粋）

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

